

平成31年第2回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成31年2月12日（火）

午後1時30分開会

801会議室

日程	議 題
第1	会議録署名委員の指名
第2	議案第1号 小金井市教育委員会の教育目標、基本方針及び平成31年度教育施策について
第3	報告事項 1 平成30年第4回小金井市議会定例会について
	2 小金井市立学校教職員ハラスメント防止要綱について
	3 平成31年度小金井市立学校における働き方改革の計画について
	4 もくせい教室検討委員会報告について
	5 平成30年度小金井市小・中学校連合作品展について
	6 第10回中学校「東京駅伝」大会について
	7 平成30年度「小金井教育の日」について
	8 平成30年度成人の日記念行事について
	9 その他
	10 今後の日程
第4	議案第2号 校長・副校長の任命（転任・新任）に係る内申について

議案第1号

小金井市教育委員会の教育目標、基本方針及び平成31年度教育施策について

小金井市教育委員会の教育目標、基本方針及び平成31年度教育施策を別紙のように定める。

平成31年2月12日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士

(提案理由)

小金井市教育委員会の教育目標、基本方針及び平成31年度教育施策を定めるため、本案を提出するものであります。

小金井市教育委員会の教育目標

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるべきものである。

また、教育には、一人一人の子供が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることが求められている。

小金井市教育委員会は、このような考え方に立って、「みどりが萌える・子どもが育つ・絆を結ぶ小金井市」の実現を目指し、以下の「教育目標」に基づき、積極的に教育行政を推進していく。

小金井市教育委員会は、子供たちが幅広い知識と教養を身に付けるとともに、道徳心にあふれ、健康で人間性豊かに成長することを願い

- 自他の生命と人格を尊重し、礼儀正しく思いやりのある人
- 社会のルールを身に付け、社会貢献に努める人
- 自ら学び考え続ける、個性と創造力豊かな人

の育成に向けた教育を推進する。

また、すべての市民が生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合い、互いに高め合うことを目指していく。

そして、家庭、学校及び地域のそれぞれが役割と責任を果たしながら、相互の連携と協力による教育を推進する。

小金井市教育委員会の基本方針

【基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】

すべての子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むことが求められている。

このため、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

【基本方針2 「個性」と「創造力」の伸長】

子供たち一人一人が、国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、自分のよさや可能性を認識できる自己肯定感を育み、持続可能な社会の創り手となることが求められている。

このため、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

【基本方針3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立】

子供たちには、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養が求められている。

このため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めるとともに、保護者や地域に信頼される魅力ある学校づくりを目指した学校経営を支援する。

【基本方針4 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興】

市民一人一人が、生涯にわたって学び、その成果を社会に還元できるようにするとともに、次代を担う子供たちの健やかな成長を社会全体で支えることが求められている。

このため、学校・家庭・地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援するとともに、市民が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

小金井市教育委員会は、「教育目標」及び「基本方針」を実現するため「第2次明日の小金井教育プラン」、「第3次生涯学習推進計画」に基づき、総合的に教育施策を推進する。

1 知育・徳育・体育の推進

(1) 学力の向上

ア 教員の授業力向上

- (ア) 基礎的・基本的な知識・技能の習得と、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養を図るため、「主体的・対話的で深い学び」の実現という視点からの授業改善を図る。
- (イ) 教員の教科等の専門性や実践的指導力、幅広い識見を高め、授業力を一層向上させるために、全教員が研究授業に取り組み指導案等を市内教員間で共有する。また教職経験や職層に応じた研究・研修の充実を図る。
- (ウ) 「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を展開するために、年間指導計画の充実、授業改善推進プランの作成・活用、児童・生徒による授業評価の実施、授業公開の充実を図る。
- (エ) 学習指導要領に基づいた年間指導計画の適正な作成と実施及び評価の実施、教員の授業力向上に関する研修の充実を図る。

イ 学校における個別学習支援の充実

- (ア) 学生ボランティアや地域の教育資源等を活用し、授業の指導補助、放課後や夏季休暇等の補助学習を実施する等、確かな学力の定着を図る。
- (イ) 東京学芸大学等と連携して放課後等の学習の充実を図る。

ウ 家庭学習の充実

- (ア) 学校と家庭が連携して家庭学習の習慣化を図るとともに、宿題や予習・復習などの学習課題の充実を図る。
- (イ) 家庭学習のすすめや保護者向け資料「ハートコンタクト」を作成し、家庭での学習習慣の確立やそのための方法等についての啓発を図る。

エ 情報教育の充実・教育の情報化

- (ア) 家庭・地域との連携の下、ICT機器の正しい使い方やインターネットやSNS等の利用に関するモラルやマナーを身に付けるた

めの情報モラル教育の充実を図る。

- (イ) 授業において、効果的にICT機器を活用することで、児童・生徒の情報活用能力を高めるとともに、学習内容への興味関心を引き、わかりやすい授業を展開する。また、教員研修の充実を図る。
- (ロ) 論理的思考育成に向けた、プログラミング教育の推進を図る。

(2) 心の教育

ア 人権教育の充実

- (イ) 教育活動全体を通じて、人権尊重の理念の定着を図るために人権教育を一層推進し、偏見と差別のない望ましい人間関係を確立する。
- (ロ) いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。「いじめのないまち小金井宣言」の実現に向け、小金井市いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針に基づき、学校と家庭、地域社会が連携し「いじめを絶対に許さない」ことを児童・生徒の心に浸透させる。
- (ハ) 小金井市子どもの権利に関する条例のリーフレット、人権教育プログラム（東京都教育委員会）等を活用し、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、鋭い人権感覚を身に付けた自立した個人を育てる教育を推進する。
- (ニ) 小金井市男女平等基本条例の男女両性の本質的平等の理念に基づき、男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重されることを児童・生徒に理解させ、その具現化を図る男女平等教育を推進する。

イ 豊かな心の育成

- (イ) 児童・生徒が、自他をいつくしみ、かけがえのない生命や自然を大切にす等、思いやりの心を育み、人間性豊かに成長できるよう心の教育の充実を図る。
- (ロ) 児童・生徒が、自分自身の問題と捉え向き合う「考える道徳」「議論する道徳」の実現を目指した「特別の教科 道徳」の充実を図る。
- (ハ) 児童会・生徒会が主体となって、道徳心や公共心、礼儀正しく生活できる力が育つような校内の取組を推進する。
- (ニ) 東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、その歴史や意義を学んだり、我が国と世界の国々の歴史や文化、習慣等を体験したりすることで、進んで平和な社会の実現に貢献しようとする児童・生徒を育成する。
- (ホ) 家庭や地域と連携した道徳教育の推進や道徳授業地区公開講座の充実を図り、社会の一員としての自覚を高め、規範意識を育む教育を推進するとともに、郷土小金井を愛し共に生きる子供を育成す

る。

ウ 教育相談の充実

- (ア) 不登校やいじめ、暴力行為等、児童・生徒が抱える多様な課題の解決に向け、早期発見・早期対応ができるように不登校カルテを作成のうえ活用し、学校における組織的な教育相談体制の強化を行い、校内支援体制の充実を図るとともに、教員研修の充実を図る。
- (イ) 児童・生徒が抱える多様な課題等の対応に当たっては、状況に応じて関係機関等との連携を図りながら、組織的な対応の充実に取り組む。
- (ロ) 不登校等の課題に対応するため、スクールカウンセラーを学校の生活指導や教育相談組織の中で活用することで、学校の教育相談機能を充実させる。また、教育相談所、もくせい教室及び他の相談機関との連携を深め、児童・生徒等に対する教育相談体制の充実を図る。
- (ハ) スクールソーシャルワーカーを派遣し、児童・生徒が置かれた様々な環境への働きかけや関係機関とのネットワークを活用することで、児童虐待や家庭の状況等に起因する問題行動等の未然防止、早期発見及び改善を図る。

エ 社会貢献精神の育成

- (ア) 社会の一員としての自覚を高め、規範意識等を育むために、教育計画に基づき、教職員の適切な指導のもと、社会体験活動やボランティア活動等の充実に努める。
- (イ) 職場体験学習の充実を図り、望ましい勤労観・職業観を育むとともに、子供たちの生き方指導や進路に関する指導の充実を図る。

オ ふるさと教育の推進

- (ア) 日本や世界の伝統・文化に触れる異文化教育や小金井市に由来する人物、風土、環境等を学ぶふるさと教育を通じて、多様な文化や郷土に対する理解を深めるとともに、国際的視野を広める教育を推進する。
- (イ) 児童・生徒及び教員が、郷土の自然や人、社会や文化、産業と触れ合う機会を充実させ、ふるさとのよさの発見や愛着心を育むために、積極的に地域と関わる。

(3) 健康教育

ア 食育の推進

食育リーダーによる指導方法の研究を行い、食育を推進する。新入生に食育リーフレットを配布することで、家庭における食生活の大切

さの理解向上を図る。また、給食では、地場野菜を活用し、和食献立を充実させる。

イ 児童・生徒の体力向上

(7) 東京オリンピック・パラリンピックに関連した体験や活動を通して、児童・生徒が積極的に運動やスポーツに親しみながら、体力の向上を図る。

(8) 体力向上推進委員会による児童・生徒の体力調査の実施、分析をもとに体育的活動の改善に努め、体力のさらなる向上を図る。

(9) 関係機関と連携した保健教育を推進し、健康で安全な生活を送る能力や態度の育成を図る。

(4) 福祉教育心のバリアフリー事業の推進

ア 障害のある人との交流活動や福祉体験活動等に取り組み、自他を尊重する心や障害についての理解教育の充実を図る。

イ 障害のある人との相互理解を深め、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶための交流教育の充実や副籍制度に基づいた交流及び共同学習を推進する。

(5) 特別支援教育の充実

ア 障害のある児童・生徒の教育的なニーズに応じた多様な学びの推進に向け、巡回相談、専門相談、校内委員会を充実させる。

イ 障害のある児童・生徒の教育的なニーズに応じた指導、支援の充実に向け特別支援教室の設置や効果的な活用、合理的配慮の提供等についての研究を推進する。

ウ 全教職員の特別支援教育に関する資質、能力を高めるために、校長会、特別支援教育研修会、特別支援学級推進委員会を充実させる。

エ 特別支援教育支援員を配置し、学校における学習支援や日常生活上の介助等を含め、特別な支援が必要な児童・生徒の支援を一層充実させる。

オ 特別な支援を必要とする子供のライフステージに応じた効果的な支援を実現するために、特別支援教育研修会や市民等を対象とした講演会の開催、関係する福祉担当部局と連携することで、支援体制の充実を図る。

2 教育環境の整備

(1) 学校地域連携の推進

ア 校長のリーダーシップのもとに、学校の自主性と自律性を確立し、学校、家庭、地域と連携・協力した特色ある教育活動を推進すること

で各校の教育力の向上を図る。

イ 小金井市公立学校運営連絡会による保護者や地域住民の参画や積極的な授業公開の実施等、開かれた学校づくりを一層推進する。

ウ 学校評価に基づき、学校の教育活動を積極的に保護者や地域住民に説明し、効率的で透明性の高い学校運営を推進する。

エ 全校で地域や近隣の大学、研究所、高度教育機関等との連携を深め、地域・外部の人材等を活用した学校支援体制の整備の充実を図る。

オ 保護者や地域住民との一層の連携を図り、登下校時の見守り等の取組を推進し、通学路や学区域内での児童・生徒の安全確保に努める。

(2) ICT環境の整備

児童・生徒用情報端末の台数・機器を更新し、児童・生徒の学習環境の向上及び情報化への対応を推進するとともに、新学習指導要領の実施に向けたICT教育環境の整備を計画的に推進する。

(3) 学校施設整備等の推進

ア 学校教育の質的向上を図るため、施設・設備及び教育機器等の教材・教具、図書等を充実させるとともに有効活用に努める。

イ 安全・安心な教育環境づくりに努めるとともに、地域の防災拠点の機能を併せもつ学校施設としての充実を図る。

3 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興

(1) 生涯学習の推進

ア 市民一人一人が生涯にわたって自ら学び、文化・スポーツに親しみ、その成果を地域社会の活動に反映できるよう第3次小金井市生涯学習推進計画に沿って施策の推進に努める。

イ 学校、家庭、地域がその役割と責任を自覚し、相互に連携協力して地域全体で教育力を高める活動を推進する。

ウ 地域の貴重な資源である大学、文化施設、NPO等市民団体と連携して生涯学習施策を推進する。

エ 退職前後の中高年層を対象として、学習の機会や情報を提供し、地域活動への参加を推進する。

オ 市民の学習活動に資するため、市報やホームページ等を活用し、積極的に情報提供に努める。

(2) 青少年教育の推進

ア 家庭教育の充実を図るため、家庭教育に関する学習の機会や情報提供の充実を図る。

イ 子供たちの安全安心な居場所づくりとして、学校、家庭、地域と一

体となって実施している「放課後子ども教室」事業の充実を図る。

ウ 清里山荘指定管理者と連携し、青少年が豊かな人間関係や社会性を育んでいくことができるよう、自然体験教室、ふれあい体験教室等多くの体験活動の機会を提供するとともに、自然や科学に対する関心を深め、創造性豊かな青少年の育成に努める。

(3) スポーツ・レクリエーション活動の推進

ア 幼児期から高齢者までの市民が、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の場を提供し、健康・体力づくりを推進する。小金井市スポーツ推進計画を、スポーツ関係団体や市民と協働して推進する。

イ 楽しむスポーツから競技スポーツまで、幅広いスポーツ・レクリエーションの振興を図るため、スポーツ団体の活動を支援する。

ウ 誰でも、いつでも気軽にスポーツすることができる環境づくりとして体育協会や総合型地域スポーツクラブの活動を支援する。

エ スポーツ・レクリエーションの普及のため、スポーツ団体と連携して、指導者の育成・派遣等の指導体制の充実を図る。

(4) 文化財の保存と啓発活動の推進

ア 貴重な文化遺産を後世に継承していくため、埋蔵文化財の調査・保存・市指定文化財の保存及び郷土芸能の伝承を支援していくとともに、文化財センターの機能の充実を図る。

イ 市民の郷土に対する理解を深め地域資料を利活用するため、古文書等の調査を進め、市史編纂資料集等を刊行する。

ウ 市民が生涯を通じて、地域の歴史や文化財に親しむことができるよう、文化財等の解説や学習団体の支援の充実を図る。

エ 史跡玉川上水、名勝小金井（サクラ）の整備活用を通して、東京都及び市民団体と協働してヤマザクラ並木の歴史的景観を復活させる等、協働のまちづくりを推進する。

(5) 公民館の充実

ア 誰もが気軽に立ち寄り、共に学び、共にふれあう身近な公民館運営に努める。

イ 公民館運営に公民館運営審議会委員、企画実行委員の他、市民参加を図り、関連諸機関や市民団体とも協働して充実を図る。

ウ 事業の実施には、地域社会との連携に努め、団体・サークルやNPO法人等の諸機関・諸団体とも協力して充実を図る。

エ 主催講座については、地域的・今日的な課題、心豊かに生きることのできる学びの充実を図り、市民の自主的・自発的な学習活動の推進を支援する。

オ 市民の学習活動に機材・教材を提供し、活動の場の環境整備に努める。

カ 広報活動に市民も参加し、情報の提供に努める。

キ これまでの公民館が果たしてきた役割を踏まえ、公民館の中長期計画の策定を進める。

(6) 図書館の充実

ア 「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」、「なんでも」利用できる図書館運営に努める。

イ 「小金井市立図書館運営方針（改訂版）」に基づき、図書館施策を推進する。

ウ 子供の読書活動推進のため、「第3次小金井市子ども読書活動推進計画」に沿って施策の推進に努める。

エ 図書館の利便性向上のため、利用者用インターネット端末の拡充、電子図書の導入、様々なデータベースの提供、資料用 I C タグの導入などの I C T 化推進について検討を進める。

(7) 社会教育施設の整備

ア 市民の学習・文化活動及び集会の場として、施設の整備等を推進する。

イ 市民のスポーツ・レクリエーション活動の場として、施設の整備充実を図る。

ウ 公民館、図書館、体育館、学校など既存施設の有効活用を積極的に推進する。

エ 震災の経験を踏まえた施設のあり方を検討する。

教育目標・基本方針・教育施策 新旧対照表

平成31年度	平成30年度	備考
<p style="text-align: center;">小金井市教育委員会の教育目標</p> <p>教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるべきものである。</p> <p><u>また、教育には、一人一人の子供が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることが求められている。</u></p> <p>小金井市教育委員会は、このような考え方に立って、「<u>みどりが萌える・子どもが育つ・絆を結ぶ小金井市</u>」の実現を目指し、以下の「教育目標」に基づき、積極的に教育行政を推進していく。</p>	<p style="text-align: center;">小金井市教育委員会の教育目標</p> <p>教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるべきものである。</p> <p><u>同時に、教育は、社会の変化に対応して絶えずそのあり方を見直していかなければならないものであり、経済・社会のグローバル化、情報技術革命、地球環境問題、少子高齢化など、時代の変化に主体的に対応し、日本の未来を担う人間を育成する教育が、重要になっている。</u></p> <p>小金井市教育委員会は、このような考え方に立って、「<u>萌えるみどりのふるさと小金井</u>」の市民の育成を目指し、以下の「教育目標」に基づき、積極的に教育行政を推進していく。</p>	前文
<p style="text-align: center;">小金井市教育委員会の基本方針</p> <p>【基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】</p> <p>すべての子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を<u>育む</u>ことが求められ</p>	<p style="text-align: center;">小金井市教育委員会の基本方針</p> <p>【基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】</p> <p>すべての子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を<u>はぐくむ</u>ことが求め</p>	

ている。

このため、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

【基本方針2 「個性」と「創造力」の伸長】

子供たち一人一人が、国際社会に生き社会の変化に対応できるように、自分のよさや可能性を認識できる自己肯定感を育み、持続可能な社会の創り手となることが求められている。

このため、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

【基本方針3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立】

子供たちには、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養が求められている。

このため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めるとともに、保護者や地域に信頼される魅力ある学校づくりを目指した学校経営を支援する。

【基本方針4 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興】

市民一人一人が、生涯にわたって学び、その成果を社会に還元できるようにするとともに、次代を担う子供たちの健やかな成長を社会全体で支えることが求められている。

このため、学校・家庭・地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援するとともに、市民が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

られる。

このために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

【基本方針2 「個性」と「創造力」の伸長】

国際社会に生き社会の変化に対応できるように、子供たち一人一人の豊かな人間性を育成することが求められる。

このために、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

【基本方針3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立】

子供たちに、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とともに、思考力・判断力・表現力等を育成することが求められる。

このために、教員の授業力向上を図るとともに、保護者や地域に信頼される魅力ある学校づくりを目指した学校経営を支援する。

【基本方針4 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興】

市民一人一人が生涯にわたって学び、その成果を社会に還元できるようにするとともに、次代を担う子供たちの健やかな成長を社会全体で支えることが求められる。

このために、学校・家庭・地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援するとともに、市民が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

平成31年度教育施策

小金井市教育委員会は、「教育目標」及び「基本方針」を実現するため「第2次明日の小金井教育プラン」、「第3次生涯学習推進計画」に基づき、総合的に教育施策を推進する。

1 知育・徳育・体育の推進

(1) 学力の向上

ア 教員の授業力向上

(7) 基礎的・基本的な知識・技能の習得と、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養を図るため、「主体的・対話的で深い学び」の実現という視点からの授業改善を図る。

(4) 教員の教科等の専門性や実践的指導力、幅広い識見を高め、授業力を一層向上させるために、全教員が研究授業に取り組み指導案等を市内職員間で共有する。また教職経験や職層に応じた研究・研修の充実を図る。

(6)及び(5) 省略

イ及びウ 省略

エ 情報教育の充実・教育の情報化

(7)及び(4) 省略

(7) 論理的思考育成に向けた、プログラミング教育の推進を図る。

(2) 心の教育

ア 省略

平成30年度教育施策

小金井市教育委員会は、「教育目標」及び「基本方針」を実現するための「第2次明日の小金井教育プラン」・「第3次生涯学習推進計画」に基づき、総合的に教育施策を推進する。

1 知育・徳育・体育の推進

(1) 学力の向上

ア 教員の授業力向上

(7) 基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付け、それらを活用する問題解決型の学習を取り入れることで思考力・判断力・表現力等の育成を図る。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現という視点からの授業改善を図る。

(4) 教員の教科等の専門性や実践的指導力、幅広い識見を高め、授業力を一層向上させるために全教員が外部講師等を招いた研究授業に取り組む。また教職経験や職層に応じた研究・研修の充実を図る。

(6)及び(5) 省略

イ及びウ 省略

エ 情報教育の充実・教育の情報化

(7)及び(4) 省略

(2) 心の教育

ア 省略

イ 豊かな心の育成

イ 豊かな心の育成

(7) 省略

(4) 児童・生徒が、自分自身の問題と捉え向き合う「考える道徳」「議論する道徳」の実現を目指した「特別の教科 道徳」の充実を図る。

(7)～(4) 省略

ウ 教育相談の充実

(7) 不登校やいじめ、暴力行為等、児童・生徒が抱える多様な課題の解決に向け、早期発見・早期対応ができるように不登校カルテを作成のうえ活用し、学校における組織的な教育相談体制の強化を行い、校内支援体制の充実を図るとともに、教員研修の充実を図る。

(4)～(7) 省略

エ及びオ 省略

(3) 省略

(4) 心のバリアフリー事業の推進

ア及びイ 省略

(5) 特別支援教育の充実

ア及びイ 省略

ウ 全教職員の特別支援教育に関する資質、能力を高めるために、校長会、特別支援教育研修会、特別支援学級推進委員会を充実させる。

エ及びオ 省略

2 教育環境の整備

(1) 省略

(2) ICT環境の整備

(7) 省略

(4)～(7) 省略

ウ 教育相談の充実

(7) いじめや不登校、暴力行為等、児童・生徒が抱える多様な課題の解決に向け、早期発見・早期対応ができる学校の組織体制の構築、強化を推進するとともに、教員研修の充実を図る。

(4)～(7) 省略

エ及びオ 省略

(3) 省略

(4) 福祉教育

心のバリアフリー事業の推進

ア及びイ 省略

(5) 特別支援教育

特別支援教育の充実

ア及びイ 省略

ウ 特別支援教育にかかわる教員の資質、能力を高めるために、特別支援学級設置校長会、特別支援学級推進委員会、特別支援教育研修会を充実させる。

エ及びオ 省略

2 教育環境の整備

(1) 省略

(2) ICT環境の整備

追加

(4) 以下を順次降番

項目整理

項目整理

削除

項目整理

追加

児童・生徒用情報端末の台数・機器を更新し、児童・生徒の学習環境の向上及び情報化への対応を推進するとともに、新学習指導要領の実施に向けたICT教育環境の整備を計画的に推進する。

(3) 学校施設整備等の推進

ア 省略

イ 安全・安心な教育環境づくりに努めるとともに、地域の防災拠点の機能を併せもつ学校施設としての充実を図る。

3 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興

(1)及び(2) 省略

(3) スポーツ・レクリエーション活動の推進

ア及びイ 省略

ウ 誰でも、いつでも気軽にスポーツすることができる環境づくりとして体育協会や総合型地域スポーツクラブの活動を支援する。

エ 省略

(4) 文化財の保存と啓発活動の推進

ア 省略

イ 市民の郷土に対する理解を深め地域資料を利活用するため、古文書等の調査を進め、市史編纂資料集等を刊行する。

ウ及びエ 省略

(5) 公民館の充実

ア～カ 省略

キ これまでの公民館が果たしてきた役割を踏まえ、公民館の中長期計画の策定を進める。

ICT機器の整備

PC教室の台数・機器の更新を検討し、児童・生徒の学習環境の向上及び情報化への対応を推進するとともに、次期学習指導要領に向けたICT教育環境の整備を計画的に推進する。

(3) 学校施設

学校施設整備の推進

ア 省略

イ 安全・安心な教育環境整備づくりに努めるとともに、地域の防災拠点の機能を併せもつ学校施設としての充実を図る。

3 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興

(1)及び(2) 省略

(3) スポーツ・レクリエーション活動の推進

ア及びイ 省略

ウ 誰でも、いつでも気軽にスポーツすることができる環境づくりとして総合型地域スポーツクラブの活動を支援する。

エ 省略

(4) 文化財の保存と啓発活動の推進

ア 省略

イ 市民の郷土に対する理解を深め、市勢発展に資するため、「小金井市史」資料編・通史編を「小金井市史編さん年次計画」に基づき、順次刊行する。

ウ及びエ 省略

(5) 公民館の充実

ア～カ 省略

キ これまでの公民館が果たしてきた役割を踏まえ、公民館の中長期計画の策定に向けて、検討する。

<p>(6) 図書館の充実 ア 省略 イ 「小金井市立図書館運営方針（改訂版）」に基づき、 <u>図書館施策を推進する。</u> ウ及びエ 省略</p> <p>(7) 社会教育施設の整備 ア 市民の学習・文化活動及び集会の場として、施設の <u>整備等を推進する。</u> イ～エ 省略</p>	<p>(6) 図書館の充実 ア 省略 イ 「小金井市立図書館運営方針（改訂版）」に基づき、 <u>図書館施策を推進して行く。</u> ウ及びエ 省略 <u>オ 将来の生涯学習の充実と発展を図るため、図書館の 在り方について検討を進める。</u></p> <p>(7) 社会教育施設の整備 ア 市民の学習・文化活動及び集会の場として、施設の <u>整備充実を図る。</u> イ～エ 省略</p>	<p>削除</p>
--	---	-----------

平成30年第4回小金井市議会定例会（日曜議会 教育委員会関係）

学校教育部

NO	質問議員	会派	表題及び質問の具体的内容等
1	吹春 やすたか 議員	自由民主 党・信賴 の小金井	1 市内の自転車利用について問う 自転車の高速化、スマホ操作、ながら運転をどう対処するのか
2	鈴木 成夫 議員	みらいの こがねい	「共に生きる社会を目指すまち小金井」を子どもたちといっしょに育んでいかな いか ○「障害もある人もない人も共に学びともに生きる社会を目指す小金井市条 例」が10月から施行されたことを受け、学校と担当課は、今後この条例がで きたことを子どもたちにどのように伝えていくのか。
3	遠藤 百合子 議員	自由民主 党・信賴 の小金井	「子どもたちの更なる自己肯定感の向上を」 学校においても家庭においても子どもたちの自己肯定感と自尊感情の向上が 最も大きな観点である。 (2) 道徳教育の教科化が今年度から始まっているが、自己肯定感向上の観点 での考え方は (3) ホスピタリティ教育(褒める)の推進を (4) 教育委員会として子どもたちの自己肯定感向上に、どう向き合っているか。
4	たゆ 久貴 議員	日本共産 党小金井 市議団	2 学校の体育館・特別教室にエアコンの設置を求める
5	田頭 祐子 議員	生活者 ネット ワーク	1 化学物質から子どもを守る ～香害ポスターを学校でも掲示しよう～ 化学物質過敏症(CS)は、すでに保険適用の病名リストに登録され、障害者 差別解消法で定める障害者の対象になり得ると、国会答弁でも明らかになりま した。 (3) 体の小さな子どもほど化学物質の影響は大きく受ける。経済課が作った 啓発ポスターは、小中学校に貼らないのか。 (4) 児童生徒が共有で使う小中学校の給食着には、柔軟剤は用いないよう に周知啓発すべきではないか。

生涯学習部

NO	質問議員	会派	表題及び質問の具体的内容等
1	吹春 やすたか 議員	自由民主 党・信賴 の小金井	2 市内施設の維持管理について問う 貫井北センター外壁破損状況をどう対処するのか

平成30年第4回小金井市議会定例会（教育委員会関係）

学校教育部

NO	質問議員	会派	表題及び質問の具体的内容等
1	小林 正樹 議員	小金井市 議会公明 党	<p>子ども達の安全・安心のために 東京都は11月16日、小中学校の体育館などの冷暖房設備設置やブロック塀対策に関する、都独自の補助制度を盛り込んだ補正予算を成立させた。具体化には自治体の積極的な取り組みが必要とされる。避難所となる学校では、防災対策の観点からも早期実現が求められる。</p> <p>(1) 小中学校の特別教室、体育館の冷暖房設備の設置状況について (2) 小中学校の特別教室、体育館の冷暖房設備の早期充実を (4) 教育委員会と市長部局との連携を密に取るべき</p> <p>2 いじめ対策について 「いじめのないまち 小金井」宣言から6年が経過した。多摩地区での可哀そうな事故を受けてあらためて問う。</p> <p>(1) 小金井市のいじめの実態把握と対応について (2) 条例設置を急がないか</p>
2	宮下 誠 議員	小金井市 議会公明 党	<p>1 「持続可能な開発目標(SDG's)」の推進を 2015年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発目標(SDG's)」の推進のため、我が国においては、全国務大臣を構成員とする持続可能な開発目標(SDG's)推進本部を設置している。小金井市における取組を推進させたい。</p> <p>(3) SDG'sの副教材の活用など、中学校での学習の取組は</p>
3	白井 亨 議員	こがねい をおもし ろくする 会	<p>2 なぜ、小学校トイレの"3K"は改善しないのか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校トイレ利用について児童・保護者からの意見・要望は ・ 3Kが改善しないことで児童にとってどのような影響があるか ・ 長寿命化計画には、トイレ改修の優先順位付けなどの詳細も明記されるのか ・ 清掃手段及び手法で改善できるアクションを
4	河野 律子 議員	自由民主 党・信頼 の小金井	<p>2 補助金を活用した小・中学校体育館の冷暖房整備について 学校長寿命化と施設整備に係る市の方針を問う</p>
5	水上 洋志 議員	日本共産 党小金井 市議団	<p>1 防災対策の強化、とりわけ避難所の充実にについて問う (2) 避難所となる小中学校における教育委員会と市、地域の連携について</p>
6	たゆ 久貴 議員	日本共産 党小金井 市議団	<p>1 学校の教職員の長時間労働の是正のための取り組みを求める</p>

生涯学習部

NO	質問議員	会派	表題及び質問の具体的内容等
1	岸田 正義 議員	みらいの こがねい	<p>1 子育て環境日本一の小金井をつくるために</p> <p>(1) 放課後の居場所について</p>
2	片山 かおる 議員	市民と いっしょ にカエル 会	<p>2 公民館の中長期計画策定の問題について</p> <p>(1) なぜ、公民館運営審議会の答申は無視されるのか。答申どおりに中長期計画を作れば、もうすでに出来上がっていたはずではないか。</p> <p>(2) 公民館本館は一体どこに行くのか。今からでも新福祉会館の計画に公民館本館を入れるべきである。</p>
3	田頭 祐子 議員	生活者 ネット ワーク	<p>1 魅力的な図書館を整備して、健康長寿のまちづくりを</p> <p>「本を読む人」と「まったく読まない」人では、「本を読む人」の方が2年近く寿命が長かったという調査結果があります。小金井市の図書館整備には健康長寿のまちづくりの観点が必要です。</p> <p>(1) 小金井市民の平均寿命と健康長寿の差は。健康長寿を伸ばすための取り組みを、読書の勧めなど図書館との連携で考えないか。</p> <p>(2) 健康長寿日本一の山梨県は、図書館数も日本一。開館時間を増やすなど、魅力的な図書館にするために考えられることは何か。</p>
4	渡辺 ふき子 議員	小金井市 議会公明 党	<p>2 名勝小金井桜を通じて都市間交流を行わないか</p> <p>名勝小金井桜のふるさと茨城県桜川、奈良県吉野、そして小金井市から贈られた山桜が観光名所となっている岩手県北上市との交流事業を、市が中心となって進めるべきである</p> <p>(2) 小金井市がリーダーシップをとって小金井桜復活事業の着実な進展を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苗場の安定的利用について検討は進んでいるか

小金井市立学校教職員ハラスメント防止要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小金井市立学校におけるハラスメントの防止のための措置及びハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることにより、小金井市立学校に勤務する都費負担教職員（以下「教職員」という。）が個人として尊重され、互いに信頼し合って働ける職場環境を維持し、公務能率の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児、介護等に関するハラスメントの総称
- (2) セクシュアル・ハラスメント 教職員が他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び教職員が他の教職員を不快にさせる職場外における性的な言動
- (3) パワー・ハラスメント 教職員が職務上の権限、地位等を背景にしたいじめ、嫌がらせ、強制等の継続的に他の教職員の人格又は尊厳を傷つけるような言動
- (4) 妊娠、出産、育児、介護等に関するハラスメント 教職員が妊娠、出産等に関し、又は妊娠、出産、育児、介護等に係る休暇等の制度の利用に関して、他の教職員の勤務環境を害する言動
- (5) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため教職員の職場環境又は健康が害されること及びハラスメントへの対応に起因して、教職員が勤務条件につき不利益を受けること。

(小金井市教育委員会教育長の責務)

第3条 小金井市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、教職員がその能率を十分に発揮できるような職場環境を確保するため、ハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 教育長は、ハラスメントに関する相談及び苦情(以下「相談・苦情」という。)の

申出、相談・苦情に係る調査への協力その他ハラスメントに対する教職員の対応に起因して、当該教職員が職場において不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

(校長の責務)

第4条 小金井市立学校の校長（以下「校長」という。）は、ハラスメントの防止を図るため、自らの言動に注意を払うとともに、ハラスメントに起因する問題が生じ、又は生じるおそれがないか、十分な注意を払わなければならない。

2 校長は、ハラスメントに起因する問題が生じた場合において、必要に応じて、次に掲げる措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

(1) 事実関係の正確な確認

(2) 事実関係が確認できた場合のハラスメントを受けた教職員（以下「被害者」という。）に対する配慮の措置

(3) 事実関係が確認できた場合のハラスメントを行った教職員（以下「行為者」という。）に対する適正な措置

(4) 相談、事実確認への協力等を理由とした不利益な取扱いの禁止

(5) ハラスメントに関する事案（以下「事案」という。）及び事案の対応についての指導室長への報告

(教職員の責務)

第5条 教職員は、次に定めるところに従い、ハラスメントを防止するように注意しなければならない。

(1) ハラスメントをしないようにするために教職員が認識しなければならない事項

ア 性に関する言動に対する受け止め方には個人間や男女間で差があり、親しさを表すつもりでの言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること。

イ 良好な人間関係を構築するためには相手の人格の尊重と相手方の立場に立った行動をとることが重要であり、職務上の権限、地位等を利用して人格的な支配を行ったり、心理的圧迫又は身体的苦痛を与えたりしてはならないこと。

ウ 妊娠、出産、育児、介護等に関する否定的な言動は、ハラスメントの原因又は背景となること。

エ 相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。

オ ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限

らないこと。

(2) ハラスメントが生じた場合において教職員に望まれる事項

ア ハラスメントを無視したり、受け流したりして一人で我慢しているだけでは、必ずしも状況は改善されないということを認識すること。

イ ハラスメントに対しては毅然とした態度をとり、自分が不快に感じていることを相手に対して明確に意思表示することをためらわないこと。

ウ ハラスメントを見聞きした教職員は、注意を促す、声をかけて相談に乗る等周囲に対する気配りをし、必要な行動をとること。

(研修等)

第6条 教育長は、校長に対し本要綱を周知徹底するとともに、ハラスメントの防止に関し、その求められる役割及びハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応について理解させるために、必要な研修等を実施しなければならない。

2 教育長は、ハラスメントの防止を図るため実施することが適当と認められる研修等について計画を立て、その実施に努めるものとする。

3 校長は、ハラスメントの防止を図るため、教職員に対し、本要綱を周知徹底するとともに、必要な研修等を実施しなければならない。

(教育委員会相談窓口の設置)

第7条 教職員からの相談・苦情を受け付け、必要な措置を行うため、小金井市教育委員会の相談窓口(以下「教育委員会相談窓口」という。)を学校教育部指導室に設置する。

2 教育委員会相談窓口にはハラスメント相談員(以下「教育委員会相談員」という。)を置く。

3 指導室長は、教職員に対して教育委員会相談員の氏名及び連絡先を周知しなければならない。

(教育委員会相談員の選任)

第8条 教育委員会相談員は、指導室長が小金井市教育委員会の職員のうちから、男女1人以上ずつ選任する。

(教育委員会相談員の責務)

第9条 教育委員会相談員は、事案について教職員から相談・苦情を受けた場合には、当該教職員に対し適切な助言等を行う。

2 教育委員会相談員は、事案について教職員から相談・苦情を受けた場合には、指導室長に報告をしなければならない。

(学校相談窓口の設置)

第10条 校長は、教職員から相談・苦情を受けるために、学校の相談窓口(以下「学校相談窓口」という。)を設置しなければならない。

2 学校相談窓口にはハラスメント相談員(以下「学校相談員」という。)を置く。

3 校長は、自校の教職員に対して学校相談員の氏名及び連絡先を周知しなければならない。

(学校相談員の選任)

第11条 学校相談員は、校長が教職員のうちから、男女1人以上ずつ選任する。

(学校相談員の責務)

第12条 学校相談員は、事案について教職員から相談・苦情を受けた場合には、当該教職員に対し適切な助言等を行う。

2 学校相談員は、事案について教職員から相談・苦情を受けた場合には、校長に報告をしなければならない。

(相談・苦情の申出)

第13条 相談・苦情の申出は、被害者に限らず、全ての教職員が校長、教育委員会相談窓口又は学校相談窓口のいずれかに対して行うことができる。

2 申出の方法は、面談、電話又は文書(電子メールを含む。)によるものとする。

(相談・苦情に対する適切な対応)

第14条 指導室長は、相談窓口へ相談・苦情があったとき、その内容や状況に応じて適切に対応できるようにするために、新たに教育委員会相談員又は学校相談員になった職員に対し、必要な研修等を実施しなければならない。

(プライバシー保護等)

第15条 教育委員会相談員、学校相談員及び相談・苦情を受けた校長は、相談・苦情の対応に当たって、被害者に寄り添い、プライバシーに十分配慮し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(他の相談窓口との連携)

第16条 教育委員会相談窓口、学校相談窓口等は相互に連携し、被害者の意思を尊重し適切に対応しなければならない。

(事実関係の調査)

第17条 指導室長は、校長もしくは教育委員会相談員から事案の報告を受けたとき、又は教職員から直接相談・苦情を受けたときは、事実関係を明らかにするため、速やかに必要な調査を行わなければならない。

- 2 当該事案の関係者は、指導室長の調査に協力しなければならない。
- 3 校長は、被害者が相談したこと、当該事案の関係者が事実関係の確認に協力したこと等を理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

(措置の決定)

第18条 指導室長は、公正な前条第1項の調査の結果ハラスメントの事実が確認された場合、被害者に寄り添った対応を心掛け、必要に応じて、次に掲げるものその他措置を講じるものとする。

- (1) 被害者に対する配慮の措置（被害者と行為者の間の関係改善に向けての支援、被害者の勤務条件上の不利益の回復、被害者のメンタルヘルス不調に対する迅速な相談対応等）
- (2) 行為者に対する人事管理上の措置

(再発防止)

第19条 教育長及び校長は、事案の事実が確認され、措置が済んだ場合には、再発防止に向けた措置を講じなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年度 学校における働き方改革 実施計画

1 目標

教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図る。平成30年11月に市教育委員会が実施した小金井市立学校教員勤務実態調査では、1日の在校時間12時間以上の教員は14.1%であった。

目標 1日あたりの在校時間が12時間以上の教員をゼロにする。

2 平成31年度の取組

(1) 【方策1】 在校時間の適切な把握と意識改革の推進

→ 11月に働き方改革キャンペーン月間を実施

11月に働き方改革キャンペーン月間を設定し、教員自身がタイムカードで勤務時間を把握することによって、時間を意識した仕事を考えさせる。またワーク・ライフ・バランスの実現を果たしていくことの大切さを、校長から教員に機会を捉え話す。

(2) 【方策2】 定時退庁日や夏季休業期間中における連続した学校閉庁日の設定

→ 8月13日から4日間の学校閉校日を実施

平成31年8月13日（火）～16日（金）の4日間を一斉閉校日とする。ただし、8/12（月）は休日のため実質8/10～18の9日間連続の休日となる。対象は都費負担職員の内、教員のみとする。

(3) 【方策3】 中学校部活動外部指導者の派遣

→ 部活動指導員を全中学校に配置

教員の部活動の負担を軽減させるために、生徒の引率もできる部活動指導員を全中学校に配置する。平成31年度は現状維持であるが、その後の拡充についても検討していく。

(4) 【方策4】 教員業務の見直しと業務改善の推進

→ スクール・サポート・スタッフを拡充配置

教育委員会からの調査依頼等の精選や縮減は、教育委員会が引き続き推進していく。教員の業務見直し、校務分掌の分担の平準化等は、各学校が引き続き推進していく。また、教員の雑務を手伝うスクール・サポート・スタッフ配置は、現在実施校2校の効果は高いことから、さらに実施校を拡充する。

(5) 【方策5】 副校長の業務負担の軽減

→ 学校事務の共同実施を推進

副校長の業務負担軽減のために、学校事務の共同化を進めていく。西部地区小・中7校の学校事務を第一共同事務室（小金井二小内）で実施する。また第二共同事務室（東中内設置予定）の準備を開始する。

もくせい教室及び小金井市教育相談所に関する検討委員会の検討結果について

1 経過

児童・生徒等が抱える不安や悩みの要因・背景は、多様化・複雑化しており、児童・生徒等が持つ悩みや困難の解決には学校内の相談体制の充実の他、学校外の機関の相談体制の充実が求められている。

国においては、平成28年に義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下「法」という。）が施行され、東京都においても、平成29年2月に教育支援センター（適応指導教室）等充実方策検討委員会報告書の取りまとめを行うなど、児童・生徒等への教育支援に対する方向性を示している。

本市では、昭和44年に小金井市教育相談所（以下「相談所」という。）、平成6年にもくせい教室を設置するなど、児童・生徒等への教育支援に取り組んできたところであるが、施設の老朽化等の影響から平成29年第4回市議会定例会において、もくせい教室に関する環境改善に関する陳情書が採択され、より一層、教育支援の充実が求められている。

このような状況を踏まえ、教育委員会では、平成30年5月1日にもくせい教室に関する庁内検討委員会及び小金井市教育相談所に関する庁内検討委員会（以下「両検討委員会」という。）を設置し、今後のもくせい教室及び相談所の在り方について検討を重ねた。

2 両検討委員会の委員構成

(1) もくせい教室に関する庁内検討委員会

指導室長（委員長）、庶務課長（副委員長）、学務課長、公共施設マネジメント推進担当課長、小金井第一中学校長

(2) 小金井市教育相談所に関する庁内検討委員会

指導室長（委員長）、庶務課長（副委員長）、学務課長、公共施設マネジメント

推進担当課長、小金井第四小学校長

3 両検討委員会等の開催状況（両検討委員会は同時開催）

回数	開催日	検討等内容
第 1 回	平成30年 5月23日(火)	現状把握及び意見の吸い上げ
施設見学	平成30年 6月26日(火)	国分寺市、府中市の施設を見学
第 2 回	平成30年 7月23日(火)	施設見学の報告及び意見の吸い上げ
第 3 回	平成30年10月23日(火)	これまでの検討内容を踏まえて、検討内容の取りまとめ
意見交換	平成30年11月15日(木)	もくせい教室に関して、陳情者との意見交換
第 4 回	平成31年 1月21日(月)	検討内容の取りまとめについて最終確認

4 両検討委員会で各委員から出された意見

もくせい教室	相談所
<p>【施設面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校、中学校が同部屋ではなく別々の教室が必要 ・ 個別学習の対応ができるような部屋が複数必要 ・ 運動できるスペースが必要 ・ 調理実習、制作、音楽活動等ができる部屋、リラックスができる部屋が必要 ・ 建物の老朽化、教室が狭い、洋式トイレがないなど、施設面の改善が必要 ・ バリアフリーの施設 <p>【内容面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的を「学校復帰」から「社会的自立を目指す」へ転換すべき 	<p>【施設面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談室は3部屋以上（検査室が別途あれば現状の2部屋でも可） ・ 検査室、相談室ともに防音対応がされている部屋が必要 ・ プレイルームの拡充 ・ トイレの洋式化 ・ 駐車場・駐輪場の設置 ・ 電話相談室の設置 ・ バリアフリーの施設 <p>【内容面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種専門職の配置

- ・ 学習面のサポートの充実
- ・ 教材の充実（ICT機器など）
- ・ 幅広い年代の指導員や各種専門職（臨床心理士、SSWの配置）の配置
- ・ 宿泊学習など教室外での活動の充実

【その他】

- ・ もくせい教室の機能と相談所の機能を一つに集約（教育支援センター）
- ・ 指導室と同一の建物内に設置することができないか。

【その他】

- ・ 相談所では、就学相談、特別支援教育に関する業務があるが、就学相談は学務課、特別支援教育は指導室が担当となっており、所管が異なっている。相談者が就学前から卒業まで一つに窓口で継続して相談を受ける組織体制を構築して欲しい。

5 陳情者との意見交換会での主な意見

(1) もくせい教室の早期移転を含めて改善を

新庁舎完成後に空き施設などに移転するというスケジュールでは遅すぎる。

(2) 不登校児童・生徒に対応できる場を

現在のあまり広くない教室では、不登校児童・生徒の生活（居場所）・学習の対応は難しいのではないか。

また、教材、カリキュラムの充実や児童・生徒の個々の状況（心の居場所が欲しい、学びたい、クールダウン）に対応することが難しいのではないか。

(3) スタッフについて

若いスタッフ、心理専門スタッフの配置、スタッフの研修の充実を求める。

(4) 保護者会について

現在は個人面談を実施しているが、保護者とスタッフが話し合える場を提供してほしい。

(5) 他市、民間の状況は興味深いものがあり、そこから学び、不登校児童・生徒のために実践してほしい。

6 両検討委員会の意見のまとめ

両検討委員会から出された意見、陳情者からの意見を、大きく「施設面」、「内容面」、「その他」の意見に分け、それらの意見について、以下のとおりまとめた。

もくせい教室	教育相談所
<p>【施設面】</p> <p>施設規模が限られており、児童・生徒の個々の状況に応じた支援が難しい面があるため、個別支援、全体支援が行える施設規模が必要であると考えます。</p> <p>また、公共施設等総合管理計画にあるとおり、もくせい教室を設置している建物が建築後40年以上を経過しているなど、教育施設としての安全性の確保を図る必要がある。</p> <p>【内容面】</p> <p>目的を「学校復帰」から「社会的自立を目指す」へ転換するべき。</p> <p>教育支援の充実のため、設備の充実、指導員の研修の充実が必要。</p> <p>また、不登校児童・生徒の個々の状況に応じた支援体制を整えていく必要もある。</p> <p>例えば、通室する不登校児童・生徒の中には休養等が必要な場合があるため、臨床心理士などによるカウンセリングなどの支援体制が必要である。</p> <p>【その他】</p> <p>もくせい教室の機能と相談所の機能の集約等については、引き続き担当課において検討を行う。</p>	<p>【施設面】</p> <p>施設規模が限られており、児童・生徒の相談に対応することが難しい面があるため、相談室、検査室などの相談体制の充実が必要であると考えます。</p> <p>また、公共施設等総合管理計画にあるとおり、もくせい教室を設置している建物が建築後40年以上を経過しているなど、教育施設としての安全性の確保を図る必要がある。</p> <p>【内容面】</p> <p>児童・生徒の相談に適切に応じることができる相談体制を整えていく必要がある。</p> <p>【その他】</p> <p>相談者が相談しやすい窓口については、引き続き担当課において検討を行う。</p>

7 結論

両検討委員会では、もくせい教室、相談所の今後の在り方について検討を重ねてきた。児童・生徒への教育支援の充実を図ることの必要性については、委員各位で認識を共有したところである。また、具体的な施策展開に当たっては計画的に進めていくことが重要であることから第5次基本構想の策定等を踏まえ、適切に検討を進めていくことを確認した。

今後の両施設の環境改善に当たっては、今回の検討内容や法の主旨を踏まえながら、計画的に施策展開を行い、児童・生徒の教育支援の充実を図ることを結論とする。

教育委員会の今後の日程

平成31年2月12日

会 議 名	日 時	場 所	出 席 者
中学校卒業式	3月20日(水)	各中学校	全委員
小学校卒業式	3月25日(月)	各小学校	全委員
平成31年 第3回教育委員会定例会	3月28日(木) 午後1時30分	801会議室	全委員
平成30年度 第2回総合教育会議	3月28日(木) 午後4時00分	801会議室	全委員
退職 校長・副校長の 市長への挨拶	3月29日(金) 午後	庁議室	全委員
新補・転補 校長・副校長 辞令伝達式・市長への挨拶	4月1日(月) 午後	庁議室	全委員
小学校入学式	4月8日(月)	各小学校	全委員
中学校入学式	4月9日(火)	各中学校	全委員
平成31年 第4回教育委員会定例会	4月16日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員